

2016年度第2回保安検査において
実施計画違反区分「監視」と判断された項目の概要
(福島第一原子力発電所)

1. 福島第一原子力発電所66KV双葉線引留鉄構に係る保守管理計画の不備
について

概要

5、6号機開閉所双葉線(外部電源)の引き込み線ルート変更の工事中に、開閉所屋上に設置されている引留鉄構の鋼材の一部に損傷があることが発見された。当該引留鉄構について保守管理の実施状況を確認したところ、保全計画が策定されておらず、昭和53年の5号機の運転開始以降、一度も点検が実施されていないことが確認された。

実施計画の該当条項等

第107条(保守管理計画)

- 4. 保全対象範囲の策定
- 5. 保全重要度の設定
- 7. 保全計画の策定
- 8. 保全の実施

対応状況

本件は、昭和53年の所掌取り決め内容の発電所内への情報共有が不十分であったため、設備所掌グループにおいて保全計画で管理が必要な設備との認識がなされていなかったことから発生した。

対策としては、引留鉄構の保全方式、保全内容、保全周期を定め、点検長期計画表に反映し、定期的に点検を計画する。また、他部・他グループと取り合いのある設備に対して、保全計画への反映状況を調査し、必要に応じて保全計画への反映及び点検を実施していく。

以上